

各位へ

審判資格・技術等級申請書 並びに システム変更に関してのご通知

平成21年度より標記システムの扱いが以下のように変更になりましたのでご通知申し上げます。

1. システム変更の要旨

- ① 審判資格・技術等級の登録は、全て「日本連盟会員登録システム」を介して入力する。
その入力は日本連盟より認定された、各都道府県審判管理者・技術等級管理者が行う。
- ② 上記制度変更に伴い、資格更新・認定の際には 当該年度会員番号登録が必須条件となります。
更新者は、有効期限前までに手続を取る必要があり、期限を過ぎた場合は新規として扱われる。
- ③ 同じく制度変更に伴い、審判資格認定番号・技術等級認定番号の発番は廃止されることとなりました。
- ④ その後、評議委員会での検討結果、審判・技術等級ともに認定証は作成することとなりました。
しかし、認定番号についての規程は無く、各都道府県での独自管理(公認番号ではない)となりました。
- ⑤ 「審判資格有効期限は6年間、その間に1回は審判講習会を受講すること」の条件はそのままです。

2. 変更システム適用対象者

- ① 平成21年度4月以降に新規に「審判資格」「技術等級資格」の認定申請をされた方。
- ② 平成22年度3月31日付以降に 審判資格有効期限が切れ、更新された方。

3. 大会参加申込書への記入要領

- ① 2.①②適用者は、審判資格認定番号・技術等級認定番号欄に「会員番号」を記入することとなります。
- ② 2.①②以前の適用者は、お手持ちの審判資格・技術等級認定番号をご記入下さい。

4. 資格認定状況の確認方法

- ① 各クラブの会員登録管理者は「会員登録システム」で、自クラブ会員の資格登録状況を確認できます。
- ② 2.①②の変更システム適用者分は、千葉県管理責任者(審判委員会事務局)が順次入力していきます。
2.①②以前の適用者は、日本連盟で順次入力していく予定となっております。

5. 千葉県ソフトテニス連盟審判委員会での管理方法

上記のように、日本連盟では「審判資格認定番号・技術等級認定番号」の発番はしないこととなりましたが、千葉県ソフトテニス連盟審判委員会としては、認定対象者を管理していく上で、千葉県独自の認定番号を発行することと致しました。新規申請・更新申請は、従来どおり、県連盟HP記載の申込用紙に必要事項(会員番号必須)をご記入後、認定料を添えて現金書留で審判委員会事務局にご送付下さい。

以上

千葉県ソフトテニス連盟 審判委員会 御中

平成 年 月 日

審判資格・技術等級申請書

フリガナ	生 年 月 日			性 別		
氏 名	1 大正 2 昭和 年 月 日 3 平成			1 男 2 女		
住 所	〒			電話番号		
支部名	所 属 クラブ名					
審判手帳 認定番号	更新前		日本連盟 会員登録 番号	団体コード	個人登録番号	
技術等級 申請事由	大会名		技術等級 認定番号	級	認定年月	認定番号
	種目・参加数					
	成績					

審判資格	2級更新	2,000円	技術等級	EX	9,000円	1級	3,000円
	2級新規	3,000円		SP	6,000円	2級	2,000円
	再発行	500円				3,4級	1,000円